仕様書

1　件名

令和８年度 東京都観光ボランティアユニフォームの追加製作（複数単価契約）

2　目的

東京都観光ボランティア（以下「ボランティア」という。）は、東京を訪れる国内外からの旅行者が快適に観光を楽しめるよう、観光案内と東京の魅力を紹介する活動を行っている。

本活動にあたりボランティアが着用するユニフォームの内、令和８年度新規採用予定のボランティア向け配布予定の品目・サイズについて追加製作する。

3　契約期間

令和８年９月 25 日（金）から令和９年３月 26 日（金）まで

4　実施体制

受託者は本委託を効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

（１）本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含め体制管理を徹底すること。

（２）進捗状況の管理

委託業務について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から納品までの業務スケジュールを提案すること。また履行にあたっては、進捗状況を綿密に公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。

5　委託内容

（１）ユニフォームの製作

ア．サイズ／品目及び製作数

サイズ／品目	帽子	ポロシャツ	ブルゾン	鞄
ＳＳ	0	0	0	
Ｓ	0	0	50	
Ｍ	0	100	100	
Ｌ	100	50	20	
ＬＬ	60	0	10	
３Ｌ	－	0	10	
フリーサイズ				200
合計	160	150	190	200

※別紙 2-1「東京ボランティアのユニフォーム製作に係る各種仕様」には、上記４点以外のユニフォーム（例：防寒コート等）の記載があるが、今回は製作不要

イ．仕様

別紙 1「東京都観光ボランティアのユニフォームデザイン等」、別紙 2-1「東京ボランティアのユニフォーム製作に係る各種仕様」及び別紙 2-2「東京ブランドアイコンのデザインマニュアル」に基づき、生地のデザイン、機能、色味などが変わらないよう配慮するとともに、可能な限り、現行ユニフォームと同一の素材を使用し製作すること。使用する生地素材は、製作前にあらかじめ TCVB に確認すること。

なお、質の高い日本製のものとして J-QUALITY 認証の取得は必須ではないが、認証取得に近いレベルを目指すこと。

ウ．付属品

製作に伴い、以下付属品を製作すること（別紙 2-1「東京ボランティアのユニフォーム製作に係る各種仕様」及び別紙 2-2「東京ブランドアイコンのデザインマニュアル」参照)。

・QR コードワッペン（刺繍）
・Tokyo Tokyo アイコンワッペン（刺繍）
・ⓘマークワッペン（刺繍）
（JIS Z8210 において「案内及び情報提供を主とした施設及び設備を表示」を示すⓘ）

エ．包装・梱包

帽子は 10 個単位でプラスチック袋等に入れること。

ポロシャツ、ブルゾンについては、袋に入れた状態でもタグの色が分かるように、各袋に品質表示タグと同じ色のシールを貼ること。

（２）ユニフォームのリサイクル対応

リサイクルを鑑みて、製作事業者ごとに品質表示タグの色をわけて管理しているため、財団に確認の上でタグの色を決定すること。

繊維等へのマテリアルリサイクルが可能なリサイクルスキームを組むこと。

鞄については、取り外し可能なベルトの部分を省いて、リサイクルが可能なスキームを組むこと。

なお、契約時に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守していることを証明する書類（「広域認定制度」に基づく認定証等）を提出すること。

6　納品について

（１）契約期間内に、TCVB が別途指定する納品先（23 区内）１か所に納品すること。

（２）事業完了後、別紙３「委託完了届」に必要事項を記入の上、提出すること。

7　契約代金の支払い

受託者への支払は、成果品納入後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支

払うものとする。

8　第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9　秘密の保持

受託者は、第８により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第８により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第 14 に定めるところによる。

＊　https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

11　委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12　個人情報の保護等

（１）「東京観光財団個人情報取扱要領」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。また、本委託業務の遂行にあたり第８により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

（２）「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*****に定められた事項を遵守すること。

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

***** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

また、第８により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

（３）電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア　当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

イ　他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

13　その他

（１）TCVB は必要に応じて本委託契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

（２）本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。

（３）本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては TCVB と協議のもと進めること。

14　連絡先

公益財団法人　東京観光財団　総務部観光情報課

TEL 03-5579-2681